

教員の養成・採用・研修及び免許制度 に関する基礎資料

文部科学省
初等中等教育局教職員課

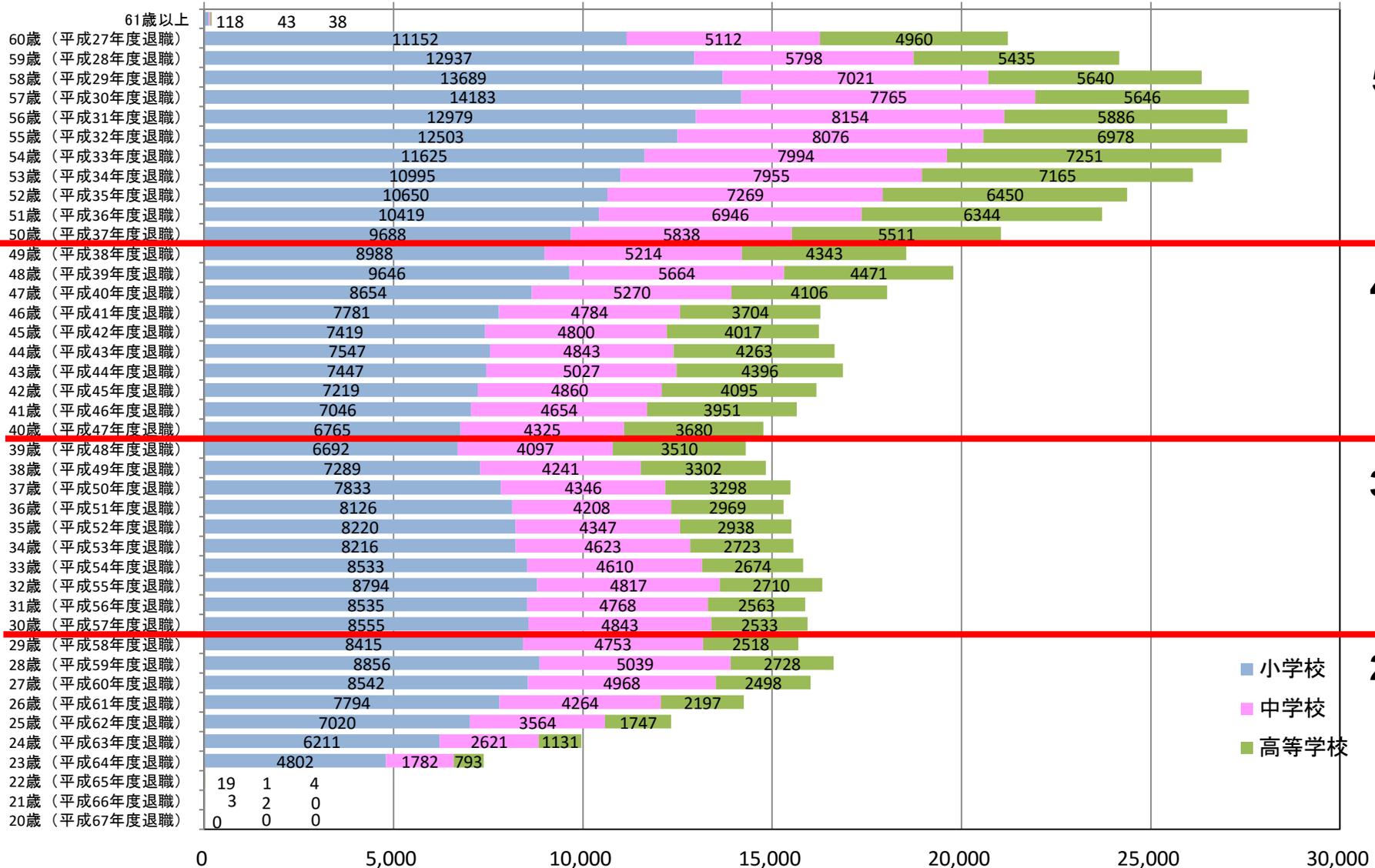
学校種別教員数について

(平成26年5月1日現在)

	総数		国立		公立		私立	
		昨年度 参考		昨年度 参考		昨年度 参考		昨年度 参考
幼稚園	111,059	111,111	344 (0.3%)	360 (0.3%)	23,360 (21.0%)	23,793 (21.4%)	87,355 (78.7%)	86,958 (78.3%)
小学校	416,475	417,553	1,833 (0.4%)	1,843 (0.4%)	409,753 (98.4%)	410,928 (98.4%)	4,889 (1.2%)	4,782 (1.2%)
中学校	253,832	254,235	1,628 (0.6%)	1,629 (0.6%)	237,082 (93.4%)	237,568 (93.5%)	15,122 (6.0%)	15,038 (5.9%)
高等学校	235,306	235,062	575 (0.2%)	575 (0.2%)	174,363 (74.1%)	174,716 (74.3%)	60,368 (25.7%)	59,771 (25.4%)
中等教育学校	2,432	2,369	214 (8.8%)	203 (8.6%)	1,520 (62.5%)	1,453 (61.3%)	698 (28.7%)	698 (30.1%)
特別支援学校	79,280	77,663	1,502 (1.9%)	1,506 (1.9%)	77,479 (97.7%)	77,479 (97.7%)	299 (0.4%)	292 (0.4%)
合計	1,098,384	1,097,993	6,096	6,116	923,557	924,323	168,731	167,554

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。
 ※高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

公立学校年齢別教員数(平成27年度)



50歳以上
27.6万人
(39.9%)

40～49歳
16.9万人
(24.4%)

30～39歳
15.5万人
(22.4%)

20～29歳
9.2万人
(13.3%)

■ 小学校
■ 中学校
■ 高等学校

【小学校】 341,905人 43.5歳 【高校】 151,166人 45.6歳
【中学校】 199,306人 43.9歳 【合計】 692,377人 44.1歳

※平成27年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

※年齢は、平成27年度末時点

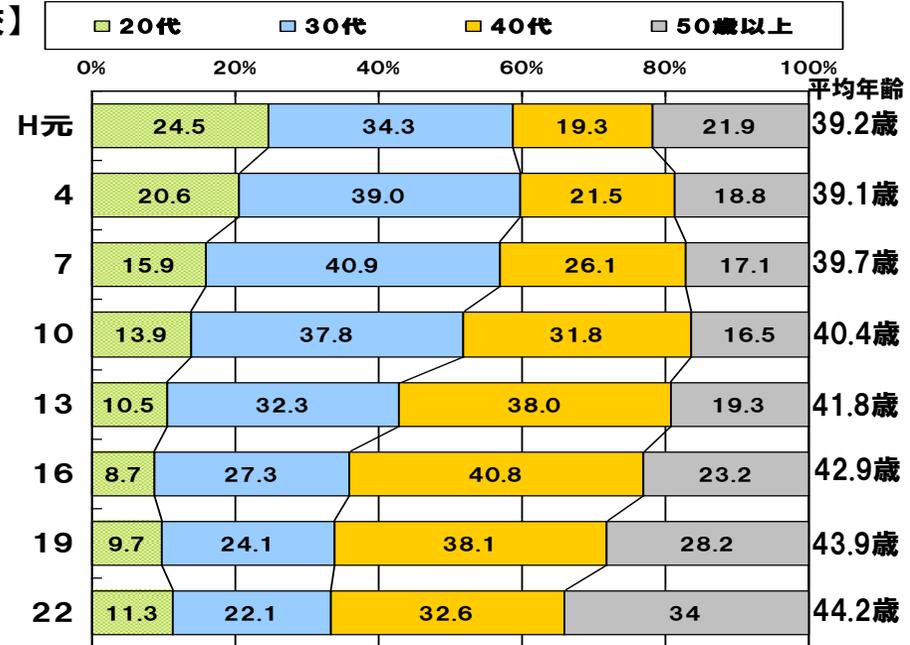
出典：文部科学省調査

公立教員の年齢構成について

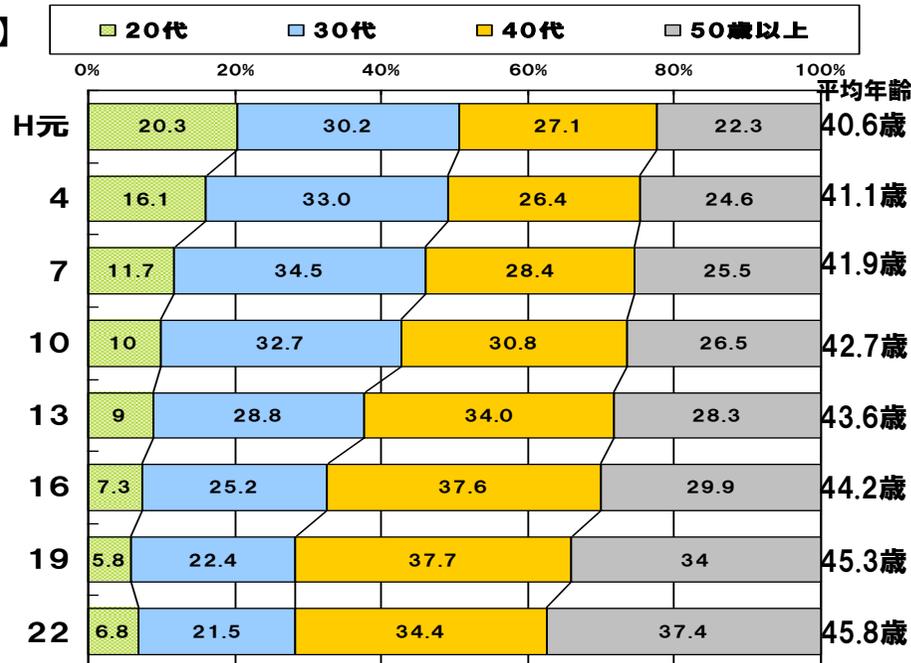
【小学校】



【中学校】



【高校】



教員の資質能力の向上について

教員の資質能力の向上については、日頃の教育実践や教員自身の研鑽を基本としつつ大学等における「養成」、都道府県・指定都市教育委員会等による「採用」、そして教員になってからの「研修」という各段階を通じて、様々な施策が体系的に行われている。

教員養成・採用・研修等の各段階を通じた教員の資質向上

- 大学における養成が原則
 - ・教職課程の認定を受けた学科等において、教科に関する科目、教職に関する科目などを修得することにより、採用当初から学級や教科を担当し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成
- 教職大学院の設置
 - ・大学院段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う

養成

採用

- 都道府県・指定都市教育委員会等において採用選考試験を実施
- 多面的な人物評価の一層の推進
 - ・面接試験・実技試験の重視
 - ・様々な社会体験等の評価

研修

- 都道府県教育委員会等における研修
 - ・初任者研修
 - ・10年経験者研修 等
- 国(教員研修センター)における研修
 - ・各地域において中心的な役割を担う教職員に対する学校運営研修
 - ・喫緊の重要課題研修 等

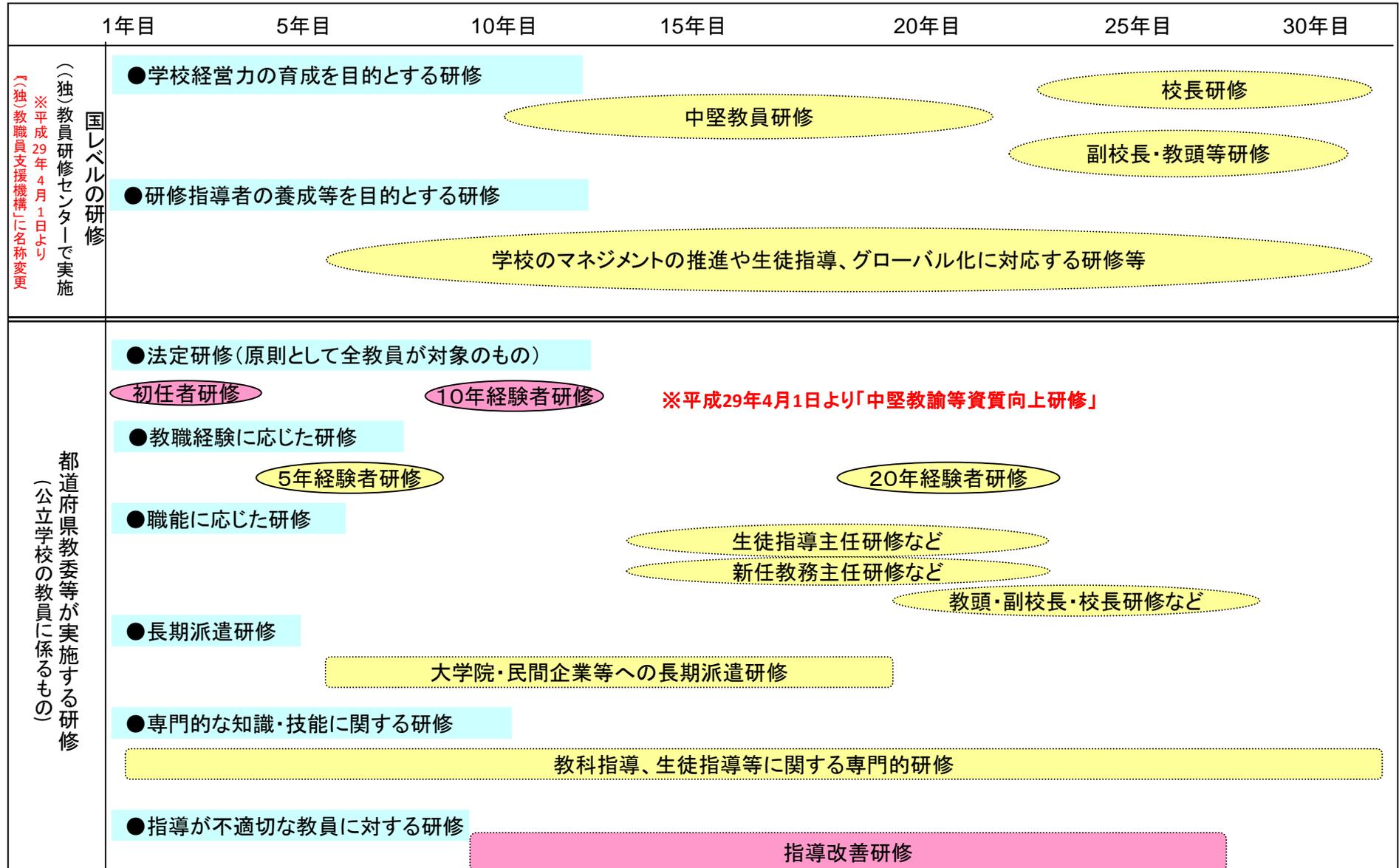
適切な人事管理

- 指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用
- 教員評価システム
- 優秀教員表彰

免許更新制

- 教員が定期的に最新の知識技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的
- 免許状に10年の有効期間を定める

教員研修の実施体系



初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 任命権者(各都道府県、指定都市、中核市教育委員会)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

＜文部科学省が教育委員会に示した内容例＞

I. 校内研修

時間数: 週10時間、年間300時間以上
講師: 拠点校指導教員、校内指導教員

【校内研修の内容例】

・学級経営(ホームルーム経営)、生徒指導等、
教科指導、保護者との関係づくり、公務員倫理
など

【実施上の留意点】

・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の
抱える課題に重点を置く
・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業
実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発
問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指
導

II. 校外研修

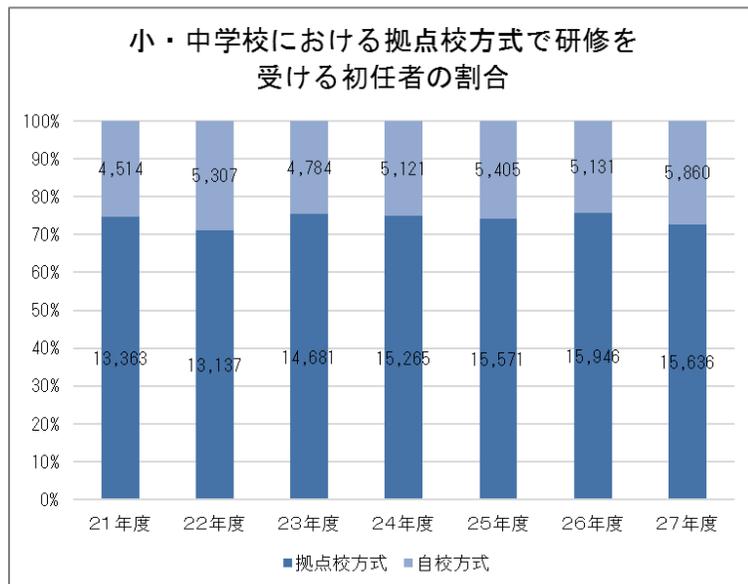
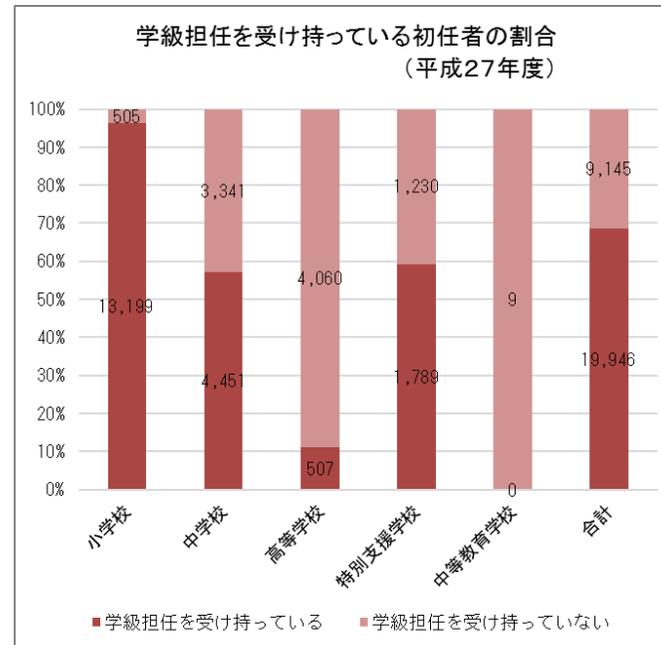
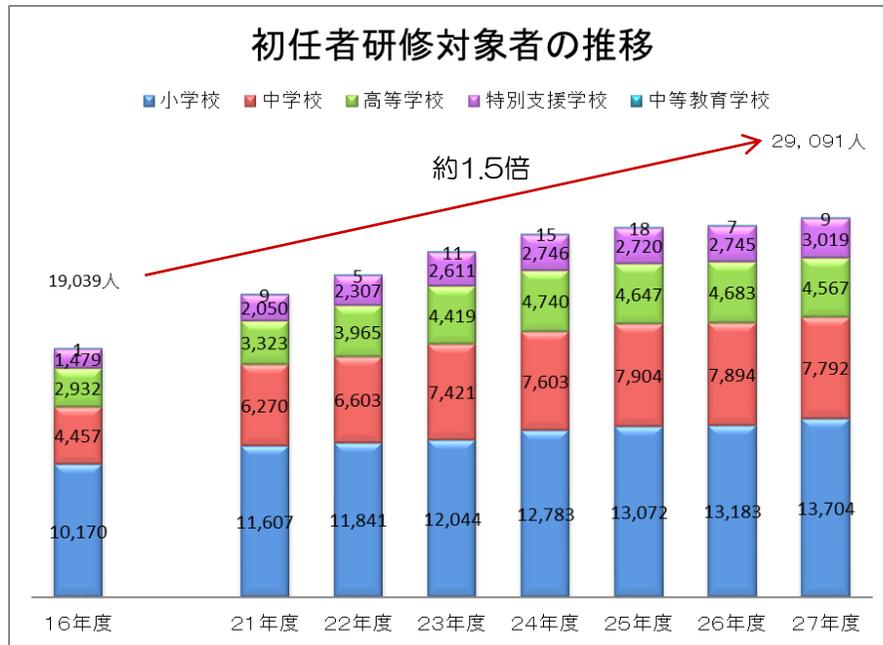
日数: 年間25日間以上
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修(4泊5日程度)

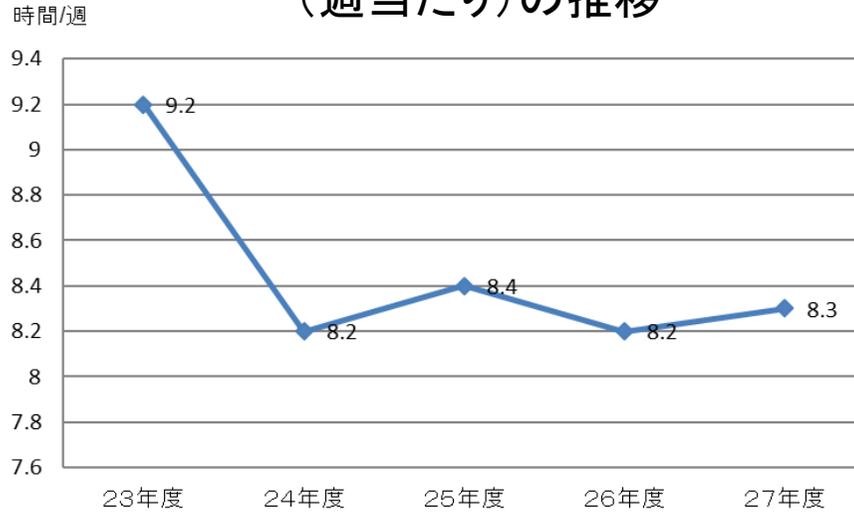
【実施上の留意点】

・校内研修との有機的な連携を保つ
・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択で
きるようにする
・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修
を多く取り入れる
・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験
を得る機会を確保する

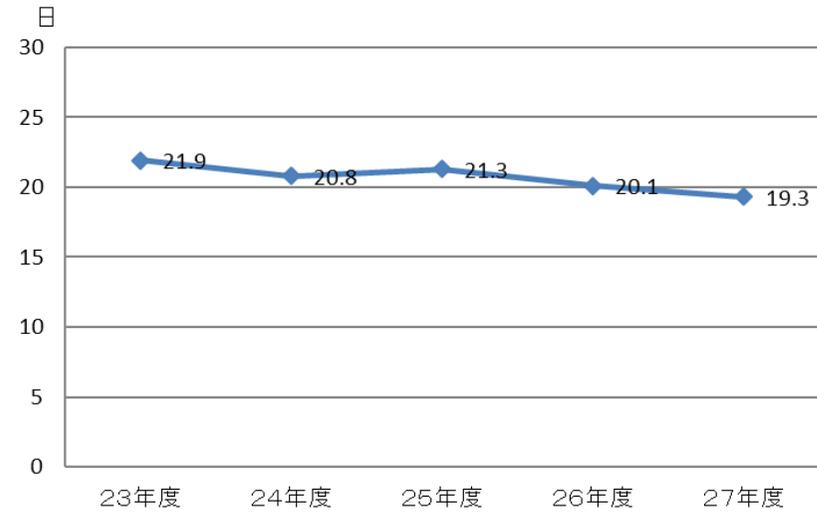
初任者研修の実施状況について（平成27年度）



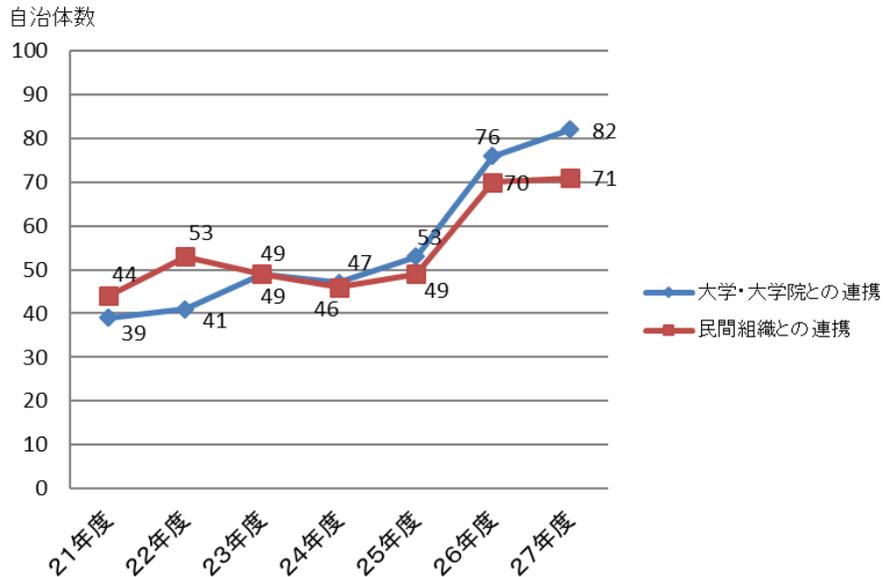
小学校の校内研修平均時間数 (週当たり)の推移



小学校の校外研修平均日の推移



大学・大学院、民間組織と連携して いる教育委員会数の推移



10年経験者研修の概要

※平成29年4月1日より「中堅教諭等資質向上研修」

1. 目的: 個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者: 任命権者(各都道府県、指定都市、中核市教育委員会)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。

(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 評価・研修計画書の作成

①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

II. 研修の実施

①長期休業期間中の研修

- 日数: 20日間程度※/場所: 教育センター等
- 講師: ベテラン教員、指導主事等
- 規模: 少人数形式
- 方法: 模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

②課業期間中の研修

- 日数: 20日間程度/場所: 主として学校内
- 助言: 校長、教頭、教務主任等
- 方法: 研究授業、教材研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

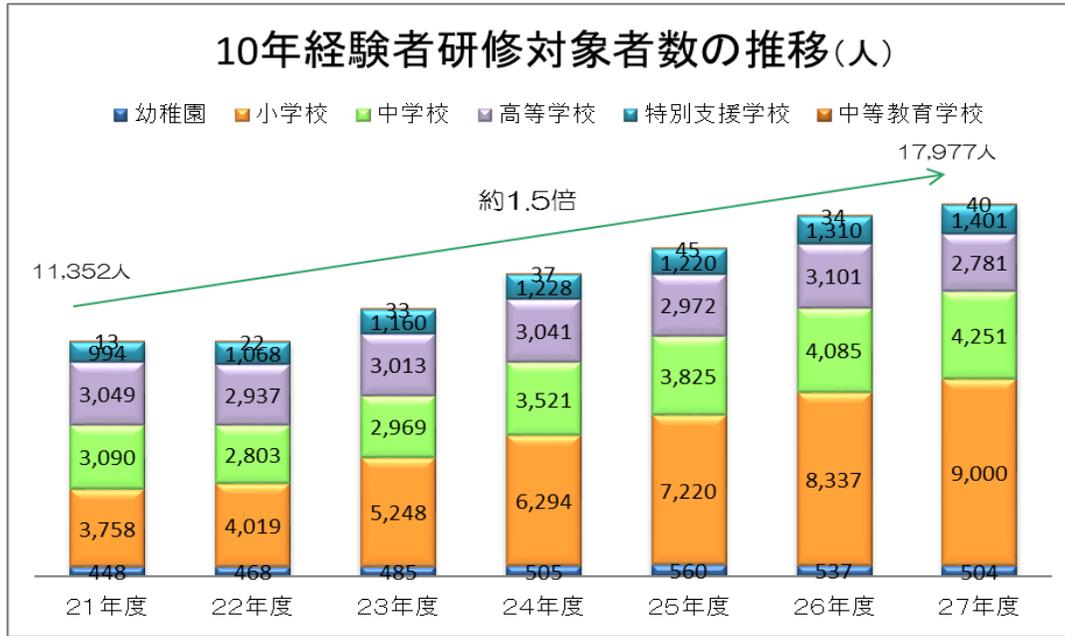
「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」
(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

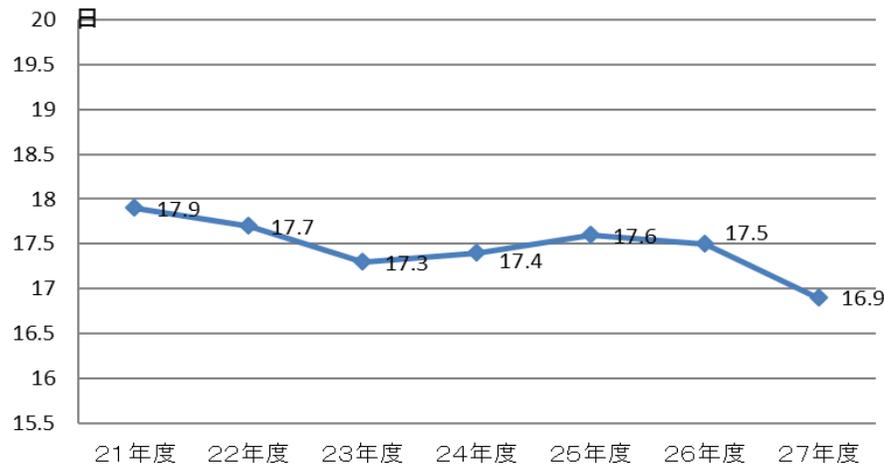
1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保

○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

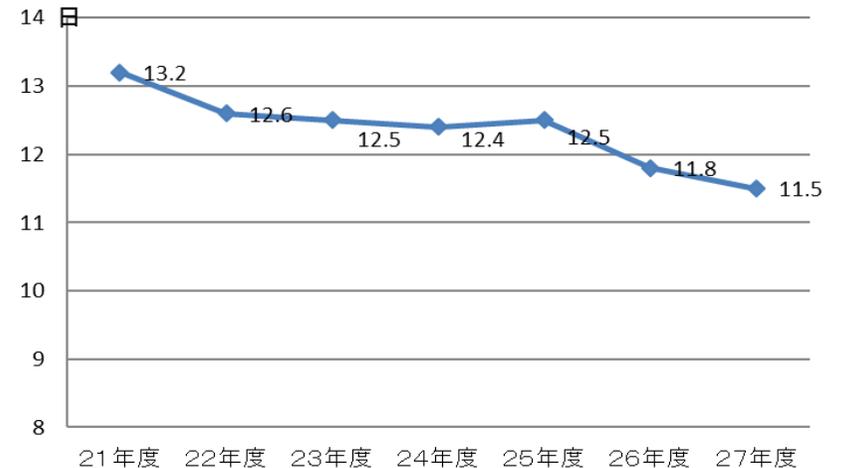
10年経験者研修の実施状況について（平成27年度）



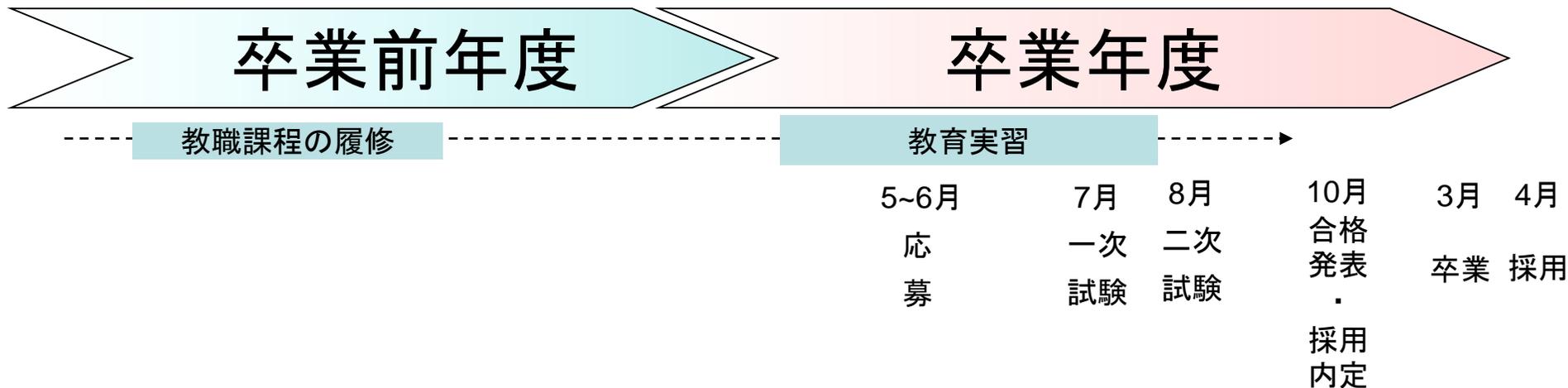
校内研修平均日数の推移(幼稚園・こども園を除く平均)



校外研修平均日数の推移(幼稚園・こども園を除く平均)



公立学校教員採用選考試験の実施時期について



◆公立学校の教員は、地方公務員であるため、採用選考は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会が実施する。

◆採用選考試験の例

(筆記試験)

- ・一般的な教養を問うもの、教職に関する教養を問うもの、教科等の専門的な内容を問うもの、小論文 など

(実技試験)

- ・体育、音楽、美術、英会話 など

(面接試験)

- ・個人面接、集団面接、集団討論 など

(その他)

- ・適性検査 ・模擬授業や授業指導案の作成 など

公立学校教員採用選考試験における受験者数及び採用者数について (平成28年度採用者)

区分	受験者数 (A) (人)		採用者数 (B) (人)		採用倍率 (A / B) (倍)	
		うち女性		うち女性		うち女性
小学校	53,606	28,478	14,699	8,940	3.6	3.2
中学校	59,076	23,642	8,277	3,604	7.1	6.6
高等学校	35,680	11,402	5,108	1,830	7.0	6.2
特別支援学校	10,601	6,125	2,846	1,799	3.7	3.4
養護教諭	9,890	9,804	1,334	1,332	7.4	7.4
栄養教諭	1,602	1,502	208	204	7.7	7.4
計	170,455	80,953	32,472	17,709	5.2	4.6

出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「平成28年度 公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

- (注) 1:採用者数は、平成28年6月1日までに採用された数である。
 2:学校種の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、小学校の受験者数に含んでいる。
 3:中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。
 4:特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している県・市の数値のみを集計したものである。

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別） ※詳細は別紙

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた
・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H25年度授与件数: 218, 544件

(内訳) 専修免許状: 14, 108件 一種免許状: 152, 953件 二種免許状: 42, 117件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目)

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H25年度授与件数: 59件

(平成元～H25年度総授与件数: 608件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H25年度授与件数: 9, 432件

(前年度9, 214件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H25年度届出件数: 19, 539件

(前年度19, 435件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H25年度許可件数: 10, 801件

(前年度11, 299件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

普通免許状の種類について

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。

＜教員免許更新制の導入：平成21年4月1日＞

免許状の有効期間の更新

- ・ 普通免許状及び特別免許状の有効期間を、10年とする。
- ・ 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の「免許状更新講習」の課程を修了することにより、免許状の有効期間を更新する。

免許状更新講習

(1) 免許状更新講習を開設できる者

大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など

(2) 免許状更新講習の内容

- ① 必修領域：全ての受講者が受講する領域(6時間以上)
- ② 選択必修領域：受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域(6時間以上)
- ③ 選択領域：受講者が任意に選択して受講する領域(18時間以上)

※毎年、約9万人の現職教員が講習の対象となっている。

教員免許状の授与件数

(平成25年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	234	15,777	28,423	44,434
小学校	1,680	22,454	4,173	28,307
中学校	5,168	45,478	2,227	52,873
高等学校	6,625	60,484		67,109
特別支援学校	263	4,372	4,842	9,477
養護教諭	119	2,953	1,623	4,695
栄養教諭	19	1,377	825	2,221
特別支援学校自立教科等		58	4	62
合計	14,108	152,953	42,117	208,237

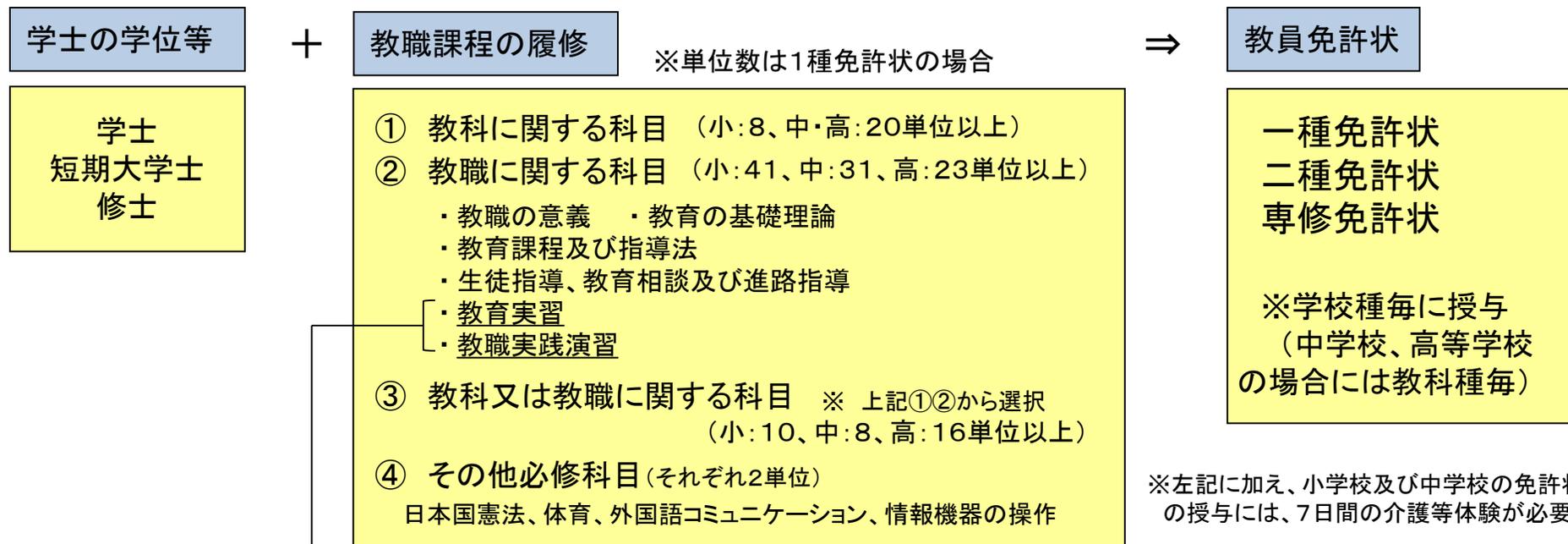
注: 特別免許状及び臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

大学における教員養成の仕組みについて

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



【教育実習】 ← → 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。
(授業方法)
講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位
平成元年 幼小:5単位、中高:3単位
平成10年 幼小中:5単位、高3単位



※教育実習を長期化する際の留意点

- ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多く必要)。
- ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳について

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

注1: その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。

また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。

注2: このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

免許状の授与に必要な単位の例について

【例1：幼稚園教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
<p>○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計6単位上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国語 ・ 算数 ・ 生活 ・ 音楽 ・ 図画工作 ・ 体育
<p>○教職に関する科目 右記の科目について35単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・ 教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・ 教育課程及び指導法に関する科目 18単位 (教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法、教育の方法及び技術) ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2単位 (幼児理解の理論及び方法・教育相談(カウンセリングを含む)) ・ 教育実習 5単位 ・ 教職実践演習 2単位
<p>○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得</p>	
<p>○その他の科目 右の科目について各2単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 ・ 体育 ・ 外国語コミュニケーション ・ 情報機器の操作

【例2:小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
<p>○教科に関する科目</p> <p>右の科目について、1以上の科目合計8単位上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国語（書写を含む） ・ 社会 ・ 算数 ・ 理科 ・ 生活 ・ 音楽 ・ 図画工作 ・ 家庭 ・ 体育
<p>○教職に関する科目</p> <p>右記の科目について41単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・ 教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・ 教育課程及び指導法に関する科目 …………… 22単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …………… 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法) ・ 教育実習 …………… 5単位 ・ 教職実践演習 …………… 2単位
<p>○教科又は教職に関する科目</p> <p>上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得</p>	
<p>○その他の科目</p> <p>右記の科目について各2単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 ・ 体育 ・ 外国語コミュニケーション ・ 情報機器の操作
<p>○介護等体験</p>	<p>小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要</p>

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (平成27年12月21日中央教育審議会答申)(1/2)

背景

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応 ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応 ○「チーム学校」の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会環境の急速な変化 ○学校を取り巻く環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害 ・学校教育課題の多様化・複雑化 |
|--|---|

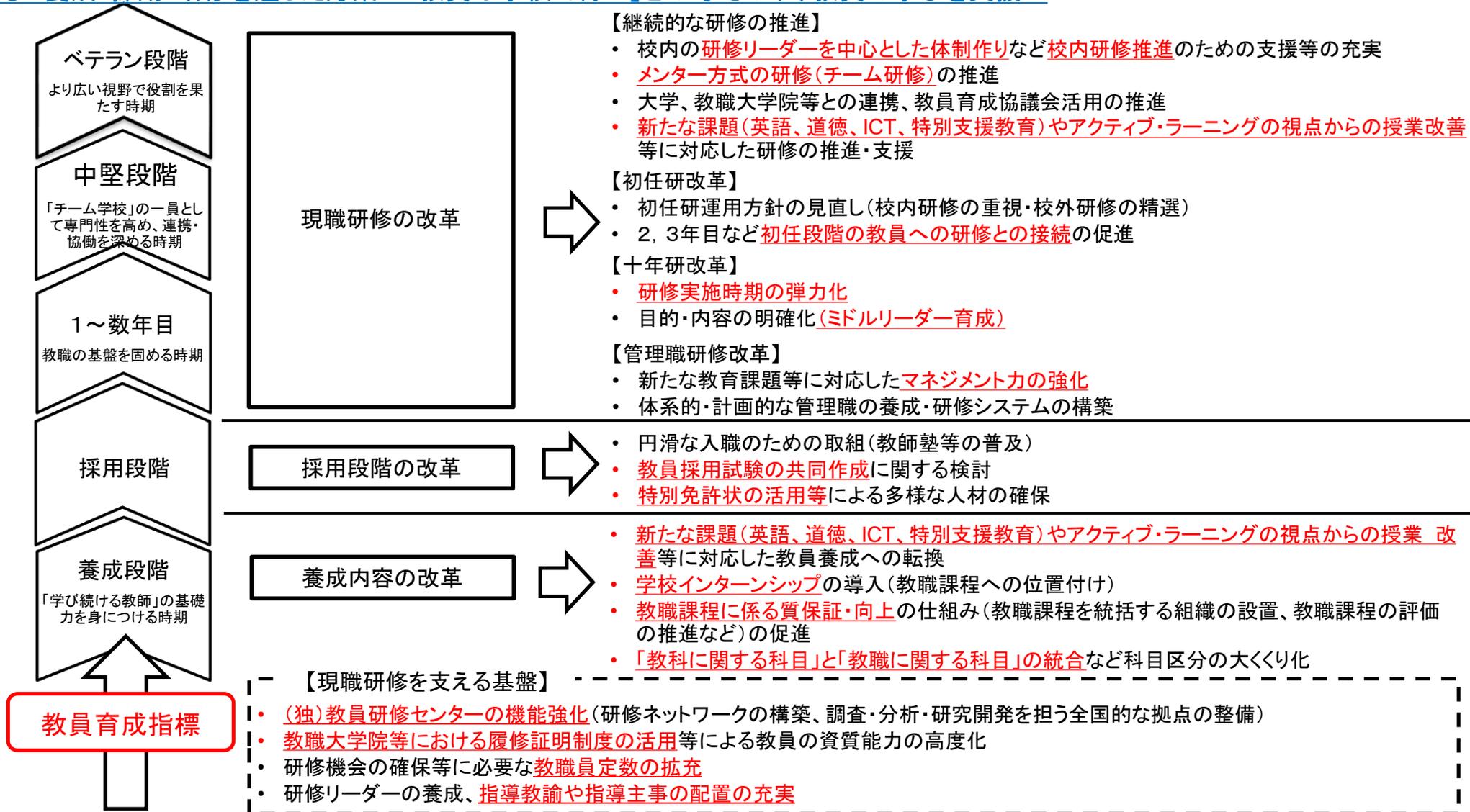
主な課題

- | | | |
|--|--|--|
| <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 | <p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 | <p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 |
| <p>【全般的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要 ○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要 | | |
| <p>【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要</p> | | |

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(平成27年12月21日中央教育審議会答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との**協議・調整のための体制(教員育成協議会)**の構築
- 教育委員会と大学等の協働による**教員育成指標、研修計画の全国的な整備**
- グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に**教員育成指標の策定指針**を提示、**教職課程コアカリキュラム**を関係者が共同で作成

2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)